

## 契 約 条 項（逐次刊行物）

### （目的）

第1条 納入業者は、別添に記載する和歌山県立図書館資料（以下「資料」という。）を仕様書に基づき、県に納入する。

### （契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### （処理の方法）

第3条 納入業者は、業務を仕様書に記載された内容に従って実施しなければならない。

### （売買代金）

第4条 資料の納入価格は、資料の本体価格に納入率を乗じた額とする。

### （契約保証金）

第5条 契約保証金は、資料納入予定金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の額とする。ただし、以下の場合は免除とする。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2箇年の間に国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### （資料の発注）

第6条 納入業者は、県の資料納品の指示を受け、出版社等に発注を行うものとする。

### （資料の納入）

第7条 納入業者は、仕様書に記載された資料を納入しなければならない。

2 納入業者は、資料の納入に要する一切の費用を負担する。

3 納入業者は、資料の納入を完了したときは、県に納品書を提出しなければならない。

### （納入期限の延長）

第8条 納入業者は、天災地変その他、納入業者の責めに帰することができない理由により、納入期限までに納品することができないときは、当該納入期限の延長を県に書面により申し出て、その承認を受けなければならない。

### （資料の検査）

第9条 県は、第7条第3項の納品書を受け取ったときは、直ちに納入業者の立会いのもとに納品された資料の検収を行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、その日から10日以内に限り、これを延期することができる。

2 納入業者は、前項の検査に立ち会わない場合は、当該検査の結果について異議を申し立てないものとする。

3 納入業者は、第1項の検収に要する一切の費用を負担する。

4 第1項の検収の結果、納入された資料の全部又は一部が不良品であるときは、納入業者は、県の指定する期日までにこれを取り替え、約定どおりの資料を納入しなければならない。

5 第7条第3項及び本条第1項から第2項までの規定は、前項の場合について準用する。

### （資料の引渡し）

第10条 納入業者は、納入された資料が前条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の検収に合格したときは、当該資料を県に引き渡すものとする。

### （資料の所有権の移転）

第11条 納入された資料の所有権は、前条の規定より資料を引き渡したときに県に移転するものとする。

### （売買代金の支払）

第12条 納入業者は、県に資料を引き渡したときは、この契約における資料の代金（以下「売買代金」という。）の支払請求書を県に提出するものとする。

2 県は、前項の適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に売買

代金を納入業者に支払うものとする。

- 3 県は、その責めに帰する理由により売買代金の支払いが遅れたときは、当該未払額につき、その遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を納入業者に支払うものとする。

(危険負担)

第 13 条 資料の引渡し前に生じた資料の亡失、き損等による損害は、すべて納入業者の負担とする。

(業務の内容の変更)

第 14 条 県は、この契約締結後の事情により、業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、資料購入費又は履行期限を変更する必要があるときは、県と納入業者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(履行遅滞等)

第 15 条 納入業者は、履行期限までに業務を完了することが困難となったときは、県に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は県及び納入業者が協議して定めるものとする。

- 2 納入業者は、前項の場合において、その理由が納入業者の責めに帰するものであるときは、資料購入費につきその延長日数に応じ、年 5.0 パーセントの割合で計算して得た額の違約金を県に支払わなければならない。

(県の解除権)

第 16 条 県は、納入業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告なしにこの契約を解除し、既に支払った売買代金がある場合は、その全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 納入業者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 納入業者がこの契約後相当期間経過しても業務に着手しないとき又は契約期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 納入業者が、次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（納入業者の役員又はその支店、営業所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 納入業者が、業務の一部を第三者に再委託する場合において、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 納入業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を業務の一部の再委託契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、県が納入業者に対して当該契約の解除を求め、納入業者がこれに従わなかったとき。
- (4) 納入業者から次条第 2 項の規定による事情によらないで契約解除の申出があったとき。
  - 2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、納入業者は、資料購入予定額の 20 パーセントに相当する額を県に支払わなければならない。

(業務の変更等)

第 17 条 県は、必要があると認めるときは、納入業者と協議して業務を変更し、一時中止し、

又は打ち切ることができる。

2 納入業者は、天災地変その他やむを得ない事情により業務の遂行が困難となったときは、業務中止（廃止）申出書を県に提出し、県と協議の上、この契約を解除し、又はこの契約の一部の変更を行うことができる。

(損害賠償)

第18条 納入業者は、その責めに帰する理由により、業務の実施に関し県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 納入業者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この業務終了後も同様とする。

(書類の整備)

第20条 納入業者は、業務に係る経費について、帳簿を備え、収入及び支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 納入業者は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を業務の完了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(管轄裁判所)

第21条 この契約について訴訟等の生じたときは、県の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(その他)

第22条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項で必要な事項は、県と納入業者が協議して定めるものとする。